

## 改定の背景と目的

県では少子対策を総合的に推進するため、1997（平成9）年度の「すこやかひょうご」子ども未来プラン」を策定以降、子ども・子育てを巡る状況の変化や、国の制度改正を反映させながら、5年ごとに計画を策定し、出生数の目標や目指す社会増などを掲げて取り組んできました。

2019（令和元）年度には、子ども・子育て支援法の改正、幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、「ひょうご子ども・子育て未来プラン（2020～2024）」を策定し、「安心して子育て出来る兵庫の実現」という基本理念のもと、6つの推進方策に基づき、数値目標の達成や待機児童の解消を目指して、多岐にわたる施策を実施してきました。

しかしながら、本県の出生数は2023（令和5）年に3.3万人を割り込み、合計特殊出生率も2016（平成28）年の1.49をピークに低下を続けており、待機児童についても解消にいたっておらず、仕事と子育ての両立の難しさ、児童虐待や子どもの貧困等も引き続き課題となっているなど、子ども・子育てを巡る環境は厳しい状況が続いています。

国においては、2023（令和5）年4月にこども施策を社会全体で総合的に推進するため「こども基本法」が施行され、あわせて、こども施策の司令塔となる新たな行政機関として、「こども家庭庁」が発足しました。同年12月には「こども大綱」を定められ、次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略」とあわせて、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が図られています。

このような状況を踏まえ、「ひょうご子ども・子育て未来プラン（2025～2029）」は、少子化の流れに一定の歯止めをかけ、若者が結婚や妊娠・出産、子育て等に希望を持ち、安心して子どもを産み育てることができ、すべての子どもが健やかに育つ社会を目指して策定しました。このプランに基づき、本県における今後の子ども・子育てにおける中期的な方向性を示し、国・県・市町はもとより、県民や関係機関、事業者の協働による推進を図ることを目指していきます。